利 用 者 各 位

救護施設 りんくうみなと 施設長 中 尾 右 文

「苦情申出窓口」の設置について

本事業所では利用者の安心・安全・安寧を保証するための多様なサービスを提供しており、その一環として社会福祉法第82条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせします。

記

- 1. 苦情解決責任者 中尾右文(施設長)
- 2. 苦情受付担当者 岩 﨑 文 (事 務 員)・尾 花 昌 昭 (生活支援員) 南 ルリ子 (看 護 師)・宇都宮 みどり (栄 養 士)
- 3. 第三者委員 横 瀧 洋 (弁 護 士) 電話 0 6 (6 3 6 4) 2 6 3 6 道 中 隆 (大 学 教 授) 電話 0 6 (6 4 9 8) 4 7 5 5
- 4. 苦情解決の方法
- (1) 苦情受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付けます、なお、 第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。 その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。 なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情の確認

- イ. 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認
- (4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業者で解決できない苦情は、大阪府社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

住 所 〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-5 4 電話番号 06-6161-3130